

令和元年度臨時理事会議事録

静岡県国民健康保険団体連合会

1 開催日時及び開催場所

令和元年12月10日（火）午前10時30分～午後0時05分

グランディエールブuketーカイ 4階「ホワイトエ」

静岡市葵区紺屋町17-1

2 出席者の氏名

(1) 理事 7名

理事長	原田 英之（袋井市長）
副理事長	太田 順一（菊川市長）
常務理事	萩原 綾子（学識経験者）
理事	須藤 秀忠（富士宮市長）
	中野 弘道（焼津市長）
	小野 登志子（伊豆の国市長）
	永田 好一（静岡県建設産業国民健康保険組合理事長）

(2) 書面表決による出席 6名

副理事長	田村 典彦（吉田町長）
理事	染谷 絹代（島田市長）
	若林 洋平（御殿場市長）
	太田 長八（東伊豆町長）
	太田 康雄（森町長）
	佐古 伊康（しずおか健康長寿財団理事長）

3 理事会の議事の経過及びその結果

(1) 理事会の成立

理事総数13名のうち7名の出席及び書面表決による議事参加者が6名あり、規約第30条に規定する定数に達したため、理事会は有効に開催された。

(2) 理事長挨拶

- ・11月28日に東京で国保の全国大会が開催され、本会の副理事長である吉田町の田村町長や理事の伊豆の国市 小野市長に出席していただき大変感謝申し上げます。
- ・本日は、令和2年度の国保連合会負担金及び手数料単価の承認などを主な議題とする。
- ・国保連合会負担金及び手数料の見直し案については、来年度の予算に関係することのため、各保険者の担当部局に既に通知済み。

- ・負担金・手数料単価は、本日の臨時理事会で議決。
- ・予算については、来年2月開催の理事会の審議を経て、通常総会によって決定される。
- ・常々、理事長として安い値段でしっかりとした仕事をするよう伝えてきたが、本連合会を運営していく上で必要な引き上げとなるため、御審議をお願いしたい。

(3) 県国民健康保険課長挨拶

- ・国民健康保険に係る円滑な事業運営に対する謝辞。
- ・昨年4月から、県に国保の特別会計を設け、各市町から納付金をいただき県単位での運営を開始。
- ・他県では、歳入不足により基金等を取り崩して対応しているところもある中、次のとおりの初年度決算となり、収支差額 71 億円余を令和元年度に繰り越した。

歳入 3,330 億円余（県予算 約 1 兆 2,000 億円の 1/4 程度）

歳出 3,258 億円余

- ・ただし、71 億円余の中には、国への返還分 約 45 億円があるため、差引 26 億円余の剰余金となり、予算の 1 %以内に収まった。
- ・この剰余金の使い道としては、インフルエンザ等が大流行した場合等、医療費の増加に対して充当するなどがある。
- ・本年度の執行状況については、8月までの診療報酬等の保険給付費等の納付金の執行率をみると昨年度並みであり、このまま大きな医療費の支出が無ければ予算内に収まる見込みとなっている。
- ・このように、市町、国保連合会と連携して安定して運営できていることに対して、改めて感謝したい。
- ・来年度の国保納付金の額については、厚労省から計算に係る係数が試算と本計算の2度示される。
- ・10月末に試算の仮係数が示されたため、仮計算を行ったところ、国保の被保険者数（前年度と比較して約4万人）の減少により、納付金の総額が若干減ることが見込まれる。
- ・12月末厚労省から本計算用の確定計数が示されるため、これに基づき本算定として1月中旬に各市町毎の納付金の金額が決まる予定。
- ・2月中旬には、県に収める額が発表となる。
- ・今後もますます市町、国保組合、国保連合会と連携を密にお願いしたい。

(4) 議長選出及び議事録署名人選任

規約第 28 条の規定に基づき、原田理事長が議長となって議事を開始した。また、規約第 31 条の規定により、理事 2 名が議事録署名人に選任された。

(5) 議案及びその審議状況

①議案

ア 報告事項

(ア) 専決処分事項

- ・報告第1号 令和元年度静岡県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算（第1次）について

(イ) 中央会一括調達による契約

- ・報告第2号 次期特定健診等データ管理システム機器更改に係るサーバ等一括調達に伴う契約の報告について

イ 議決事項

- ・議案第1号 令和2年度静岡県国民健康保険団体連合会の負担金及び手数料単価の承認について
- ・議案第2号-1 静岡県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則等の一部を改正する規則について
- ・議案第2号-2 静岡県国民健康保険団体連合会負担金規則の一部を改正する規則について
- ・議案第2号-3 静岡県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償請求事務共同処理規則及び静岡県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償請求事務特別会計経理規則の一部を改正する規則について
- ・議案第2号-4 職員の服務に関する規則の一部を改正する規則について
- ・議案第2号-5 静岡県国民健康保険団体連合会理事長専決処分に関する規程の制定について
- ・議案第3号 令和元年度静岡県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（業務勘定第3次）について

②審議状況

<専決処分事項>

報告第1号： ○別添議案書の報告第1号により、事務局から報告説明があり、特に質疑はなかった。

<中央会一括調達による契約>

報告第2号： ○別添議案書の報告第2号により、事務局から報告説明があり、特に質疑はなかった。

<議決事項>

議案第1号： ○別添議案書の議案第1号により、事務局から提案説明があった。

(理事)

- ・被保険者割で、不足が生じた場合の対応について、もう一度教えていただきたい。

(事務局)

- ・被保険者割総額で8,500万円程度必要となるため、被保険者数の減少により負担金総額に不足が生じた場合は、令和2年度1.1090としている調整率を用いて対応していく。

(副理事長)

- ・県の23万円という金額の算出根拠は何か。

(事務局)

- ・保険者割総額(必要額)が約950万円であり、その総額を保険者41で割り返した平均金額である。他県の状況を見ても同程度負担いただいている状況である。

(理事長)

- ・私が袋井市を例にラフな計算をしてみたところ、今回、国保の手数料が40円から51円に11円上がることで、月当たりの国保の保険料負担は被保険者1人あたり30円のプラスとなり、年間で約360円上がる計算になった。
- ・今回の手数料の引き上げが、国保の保険料を払っている人たちにどのくらい影響があるのか、一番関心があるところ。
- ・スタンダードな例でよいので、市町の国保料にどのくらい跳ね返ってくるのか教えていただきたい。

(事務局)

- ・次回、2月理事会の時までに用意させていただく。

(県国保課長)

- ・県の立場での計算でいくと、県が市町からいただく35市町の納付金合計が1,050億円で、そのうちの2/1000(0.2%)が国保の手数料に該当する。
- ・国保の審査支払手数料も県が市町からいただく納付金に入れて計算するので、目に見えて保険料が上がるということにはならないと考えている。

(理事)

- ・人口減少により、20年後、30年後についてどうしていくかということ国を挙げて検討しているところであるが、市町における議会の中でも、今後の国保について長期を見据えた検討について話が上がる。
- ・連合会においても、長期展望を見据えてやっておられると思うが、そうした検討・議論の内容について、できれば何らかのかたちでご教示いただきたい。

(理事長)

- ・国保の将来を県としては、どのように考えているのか。

(県国保課長)

- ・単年で国保の被保険者数は4万人程減ってきている。国保は74歳までが対象であり、そのうち、65歳になって勤めていた方が退職し、国保に移るという方が増えている。
- ・静岡県では65歳から74歳までが、全体の45%を占めている。
- ・この方たちの中で団塊の世代の方々がピークとなり2025年に後期高齢者に移ることになる。
- ・2025年まで国保は増え続けるが、それ以降はそんなに変動なく推移していくのではないかと考えている。
- ・国保の財政で見ていくと、他に、前期高齢者交付金（定年退職により前期高齢者における国保の負担が大きくなるため、ほかの健康保険から負担の不均衡を解消するため保険料を国保の方にもらう制度）がある。
- ・国保の被保険者が減れば、交付金も減るので、県の予算規模も縮小していく。
- ・例えば人工透析の方や特定疾患の方が増えたことで、予想を超えた医療費の上昇を招くことがある。
- ・財政主体が市町から県に拡大したことにより、そうしたことを吸収できるような財政基盤となったが、今後、予算規模が縮小していけば、そうしたリスクは増えていくと考えている。
- ・公的保険の部分の考えについては、オプジーボのような高額でカバーできない部分については保険として認め、花粉症や湿布薬等市販薬で代替できるものについては、保険から外すような議論も出てきている。

(理事長)

- ・がんの新薬が増え、高額な薬剤が保険適用となってきている。以前事務局から情報提供いただいた。

(事務局)

- ・高額薬剤等最新の新薬の情報を2月の理事会で情報提供したい。

(理事)

- ・県によっては手数料単価を変更しない県もあるが、この表の順位(単価)は、同じ条件のもとで出しているものなのか。

(事務局)

- ・条件は異なります。他県の連合会によっては10月に消費税増税分の引き上げをしたところもあるが、本県は引き上げていない。
- ・審査支払手数料の単価設定についても、本県は各種システムや保健事業等の手数料を審査支払手数料に含めて設定しているが、連合会によってはそれぞれ別々に手数料を設定し賦課しているところもある。
- ・考え方、取り方は、各県連合会によって異なる。

(理事)

- ・条件が違うのであれば、順位を出しても誤解を招くことになるので、それぞれの条件を書きおいた方がよいのではないか。

(理事長)

- ・この資料を総会へ提出する場合、静岡県より単価が安い連合会についてのみ理由を追記するとよい。

(事務局)

- ・総会への提出については、検討する。

○その後採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第2号： ○別添議案書の議案第2号-1から第2号-5により、事務局から提案説明があった。
(第2号-1から第2号-5まで)

(理事)

- ・柔道整復やはり・灸の手数料単価が診療報酬の3倍近くになっているが、この単価の違いについて説明をお願いしたい。
- ・規則の改正で「妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合」と

あるが、「障害」というよりも「仕事に差し支えがある」、又は「女性職員を守るため」等の文言、言い回しについて検討をいただきたい。

(事務局)

- ・診療報酬との単価の違いについては、人件費とシステム、その管理経費の総額を件数で割り返して単価を出すという実費弁償方式で行うと、柔道整復やはり・灸は国保の診療報酬に比べて件数が少ないために、単価に跳ね返り高くなってしまう。
- ・規則の言い回しについては、県の規則を参考にさせていただいているが、検討させていただく。

(理事)

- ・柔道整復やはり・灸は件数が少ないので、手数料単価が高くなるという話しであったが、保険から排除するようなことはできないのか。
- ・また、街中のスーパーで売られている薬のようなものは、保険の適用から外していこうという考え方でよいのか。

(県国保課長)

- ・柔道整復やあんま、はり・灸・マッサージは保険診療とは別の療養費である。
- ・市町に提出された療養の内容を国保連合会で審査しているが、診療報酬に比べ件数が少ないため、固定費を賄うためにはどうしても1件当たりの単価が高くなってしまう。
- ・療養費自体は法律で認められた制度であり、医師の指示のもと行われる保険と関わりのあるものとなっているため、こちらについて保険から外されるような議論は聞いていない。
- ・自分で薬局に行って買える花粉症の薬や湿布薬などについては、わざわざ医者にかかり処方し公的保険を使うまでもなく、自分で買っているという実態があるので、保険から外していくという考えもやむを得ないのではないかという議論になっている。

○その後採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第3号： ○別添議案書の議案第3号により、事務局から提案説明があった。

(理事長)

- ・保険者間調整とは何か。この歳入歳出科目の金額の見方

を教えてください。

(事務局)

- ・国保の被保険者として決定・支払いされたレセプトについて、実際は資格喪失しており、本来の資格は社会保険であった場合、これまでは、一旦医療機関にお返しして、支払基金へ再請求する過誤手続きをとっていた。
- ・保険者間調整は、医療機関を通さず国保連合会と社会保険の間で相殺処理による金額の調整を行うものである。
- ・歳出をみると、国保から社会保険へ払う金額の方が1,446万円と多くなっており、この返還金額の見通しを立てるのが非常に難しいものとなっている。
- ・歳入科目の見方としては、上段の1,361万円は、国保保険者間の調整のために一旦受け入れるための科目であり、下段の869万円は社会保険と国保間の調整のために、社会保険から受け入れるための科目である。

○その後採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

③その他

○審議終了後、次のとおり質疑応答があった。

(副理事長)

- ・令和4、5年の実勢単価とは60.7円と理解してよいのか。

(事務局)

- ・現在の検証単価が60.7円である。
- ・2年後に再度検証した場合、多少前後する可能性はある。

(副理事長)

- ・確定ではないのなら、資料の令和4、5年の実勢単価の記載は誤解を招くことにならないか。
- ・2025年になると団塊の世代が後期にいくことになるが、中長期的に見ても、その考え方でよいのか。

(事務局)

- ・高齢者が増えていけば按分率を変更するなど、後期の方に移せるものは移していきたいと考えている。
- ・システムにかかる経費などについても、後期高齢に応分の負担を求めていきたいと考えている。

(理事)

- ・労災を適用しなければならない事故を起こした時に、業者の方で労災

を使わせなかったことにより、国保を使いたいといった場合、どのように対処しているか教えていただきたい。

(事務局)

- ・健康保険として国保を使用することは可能である。ただし、国保の保険者が、労災に請求するかは各保険者の判断となるため、国保連合会では、それについては介入できない。
- ・国民健康保険法第56条により他法において給付を受けることができる
とき、国保では給付しないこととされている。
また、給付調整の方法については、以下の3パターンがある。
 - ① 医療機関へ返し、医療機関から労災へ請求する
 - ② 被保険者が保険給付分7割を保険者に支払った後に、被保険者が労災に請求する
 - ③ 労災と国保の間で保険者間調整を行う（国保連は介入しない）
- ・被保険者に対する指導については、建設産業国保の方でお願いしたい。

4 議長の氏名

原田 英之（理事長）

この議事録が正確であることを証するため、記名押印する。

令和元年12月10日

議 長

静岡県国民健康保険団体連合会 理事長

袋井市長

印

議事録署名人

伊豆の国市長

印

建設産業国民健康保険組合理事長

印